北海道日高海区　定置漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁場の位置	漁場の区域 （漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること）		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
えさけ定第1号	幌泉郡えりも町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月5日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	－	（1）敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 （2）敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 （3）敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 （4）6月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 （5）8月30日から9月1日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 （6）11月21日から12月5日までの間は、漁獲してはなりません。 （7）さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
えさけ定第2号	幌泉郡えりも町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月5日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	－	（1）敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 （2）敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 （3）敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 （4）6月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 （5）8月30日から9月1日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 （6）11月21日から12月5日までの間は、漁獲してはなりません。 （7）さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
えさけ定第3号	幌泉郡えりも町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月5日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	－	（1）敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 （2）敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 （3）敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 （4）6月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 （5）8月30日から9月1日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 （6）11月21日から12月5日までの間は、漁獲してはなりません。 （7）さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
えさけ定第4号	幌泉郡えりも町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月5日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	－	（1）敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 （2）敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 （3）敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 （4）6月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 （5）8月30日から9月1日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 （6）11月21日から12月5日までの間は、漁獲してはなりません。 （7）さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
えさけ定第5号	幌泉郡えりも町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月5日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	－	（1）敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 （2）敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 （3）敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 （4）6月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 （5）8月30日から9月1日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 （6）11月21日から12月5日までの間は、漁獲してはなりません。 （7）さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
えさけ定第6号	幌泉郡えりも町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月5日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	－	（1）敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 （2）敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 （3）敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 （4）6月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 （5）8月30日から9月1日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 （6）11月21日から12月5日までの間は、漁獲してはなりません。 （7）さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
えさけ定第7号	幌泉郡えりも町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月5日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	－	（1）敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 （2）敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 （3）敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 （4）6月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 （5）8月30日から9月1日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 （6）11月21日から12月5日までの間は、漁獲してはなりません。 （7）さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
えさけ定第8号	幌泉郡えりも町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月5日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	－	（1）敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 （2）敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 （3）敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 （4）6月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 （5）8月30日から9月1日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 （6）11月21日から12月5日までの間は、漁獲してはなりません。 （7）さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

えさけ定第9号	幌泉郡えりも町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月8日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	－	（1）敷設する身網の数は、4月20日から8月10日までの間においては3個以下、9月1日から12月8日までの間においては2個以下でなければなりません。 （2）9月1日から12月8日までの間に敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 （3）9月1日から11月20日までの間において敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 （4）4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 （5）9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 （6）8月1日から8月10日までの間及び11月21日から12月8日までの間は、漁
えさけ定第10号	幌泉郡えりも町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月8日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	－	（1）敷設する身網の数は、4月20日から8月10日までの間においては3個以下、9月1日から12月8日までの間においては2個以下でなければなりません。 （2）9月1日から12月8日までの間に敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 （3）9月1日から11月20日までの間において敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 （4）4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 （5）9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 （6）8月1日から8月10日までの間及び11月21日から12月8日までの間は、漁
えさけ定第11号	幌泉郡えりも町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月8日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	－	（1）敷設する身網の数は、4月20日から8月10日までの間においては3個以下、9月1日から12月8日までの間においては2個以下でなければなりません。 （2）9月1日から12月8日までの間に敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 （3）9月1日から11月20日までの間において敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 （4）4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 （5）9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 （6）8月1日から8月10日までの間及び11月21日から12月8日までの間は、漁
えさけ定第12号	幌泉郡えりも町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月8日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	－	（1）敷設する身網の数は、4月20日から8月10日までの間においては3個以下、9月1日から12月8日までの間においては2個以下でなければなりません。 （2）9月1日から12月8日までの間に敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 （3）9月1日から11月20日までの間において敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 （4）4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 （5）9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 （6）8月1日から8月10日までの間及び11月21日から12月8日までの間は、漁
えさけ定第13号	幌泉郡えりも町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月8日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	－	（1）敷設する身網の数は、4月20日から8月10日までの間においては3個以下、9月1日から12月8日までの間においては2個以下でなければなりません。 （2）9月1日から12月8日までの間に敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 （3）9月1日から11月20日までの間において敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 （4）4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 （5）9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 （6）8月1日から8月10日までの間及び11月21日から12月8日までの間は、漁
えさけ定第14号	幌泉郡えりも町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月8日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	－	（1）敷設する身網の数は、4月20日から8月10日までの間においては3個以下、9月1日から12月8日までの間においては2個以下でなければなりません。 （2）9月1日から12月8日までの間に敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 （3）9月1日から11月20日までの間において敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 （4）4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 （5）9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 （6）8月1日から8月10日までの間及び11月21日から12月8日までの間は、漁
えさけ定第15号	幌泉郡えりも町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月8日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	－	（1）敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 （2）敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 （3）敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 （4）6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 （5）9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 （6）11月21日から12月8日までの間は、漁獲してはなりません。 （7）さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
えさけ定第16号	幌泉郡えりも町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月8日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	－	（1）敷設する身網の数は、4月20日から8月10日までの間においては3個以下、9月1日から12月8日までの間においては2個以下でなければなりません。 （2）9月1日から12月8日までの間に敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 （3）9月1日から11月20日までの間において敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 （4）4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 （5）9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 （6）8月1日から8月10日までの間及び11月21日から12月8日までの間は、漁
えさけ定第17号	幌泉郡えりも町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月8日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	－	（1）敷設する身網の数は、4月20日から8月10日までの間においては3個以下、9月1日から12月8日までの間においては2個以下でなければなりません。 （2）9月1日から12月8日までの間に敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 （3）9月1日から11月20日までの間において敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 （4）4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 （5）9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 （6）8月1日から8月10日までの間及び11月21日から12月8日までの間は、漁

様さけ定第1号	様似郡様似町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月8日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	－	（1）敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 （2）敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 （3）敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 （4）6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 （5）9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 （6）11月21日から12月8日までの間は、漁獲してはなりません。 （7）さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
様さけ定第2号	様似郡様似町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月8日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	－	（1）敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 （2）敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 （3）敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 （4）6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 （5）9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 （6）11月21日から12月8日までの間は、漁獲してはなりません。 （7）さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
様さけ定第3号	様似郡様似町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月8日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	－	（1）敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 （2）敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 （3）9月1日から11月20日までの間において敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 （4）4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 （5）9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 （6）8月1日から8月10日までの間及び11月21日から12月8日までの間は、漁獲してはなりません。 （7）さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確
様さけ定第4号	様似郡様似町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から8月15日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	－	（1）敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 （2）4月5日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 （3）8月1日から8月15日までの間は、漁獲してはなりません。
様さけ定第5号	様似郡様似町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月8日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	－	（1）敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 （2）敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 （3）敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 （4）6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 （5）9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 （6）11月21日から12月8日までの間は、漁獲してはなりません。 （7）さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
様さけ定第6号	様似郡様似町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から8月15日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	－	（1）敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 （2）4月5日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 （3）8月1日から8月15日までの間は、漁獲してはなりません。
様さけ定第7号	様似郡様似町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月8日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	－	（1）敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 （2）敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 （3）敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 （4）6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 （5）9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 （6）11月21日から12月8日までの間は、漁獲してはなりません。 （7）さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
様さけ定第8号	様似郡様似町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月8日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	－	（1）敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 （2）敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 （3）敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 （4）6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 （5）9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 （6）11月21日から12月8日までの間は、漁獲してはなりません。 （7）さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
様さけ定第9号	様似郡様似町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月8日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	－	（1）敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 （2）敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 （3）敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 （4）6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 （5）9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 （6）11月21日から12月8日までの間は、漁獲してはなりません。 （7）さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

浦さけ定第1号	浦河郡浦河町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月8日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	－	（1）敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 （2）敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 （3）9月1日から11月20日までの間において敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 （4）4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 （5）9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 （6）8月1日から8月10日までの間及び11月21日から12月8日までの間は、漁獲してはなりません。 （7）さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確
浦さけ定第2号	浦河郡浦河町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から8月15日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	－	（1）敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 （2）4月5日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 （3）8月1日から8月15日までの間は、漁獲してはなりません。
浦さけ定第3号	浦河郡浦河町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月8日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	－	（1）敷設する身網の数は、4月20日から8月10日までの間においては1個、9月1日から12月8日までの間においては2個以下でなければなりません。 （2）敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 （3）9月1日から11月20日までの間において敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 （4）4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 （5）9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 （6）8月1日から8月10日までの間及び11月21日から12月8日までの間は、漁獲してはなりません。
浦さけ定第4号	浦河郡浦河町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から8月15日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	－	（1）敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 （2）4月5日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 （3）8月1日から8月15日までの間は、漁獲してはなりません。
浦さけ定第5号	浦河郡浦河町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月8日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	－	（1）敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 （2）敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 （3）9月1日から11月20日までの間において敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 （4）4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 （5）9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 （6）8月1日から8月10日までの間及び11月21日から12月8日までの間は、漁獲してはなりません。 （7）さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確
浦さけ定第6号	浦河郡浦河町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から8月15日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	－	（1）敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 （2）4月5日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 （3）8月1日から8月15日までの間は、漁獲してはなりません。
浦さけ定第7号	浦河郡浦河町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月8日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	－	（1）敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 （2）敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 （3）9月1日から11月20日までの間において敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 （4）4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 （5）9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 （6）8月1日から8月10日までの間及び11月21日から12月8日までの間は、漁獲してはなりません。 （7）さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確
浦さけ定第8号	浦河郡浦河町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から8月15日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	－	（1）敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 （2）4月5日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 （3）8月1日から8月15日までの間は、漁獲してはなりません。
浦小さけ定第1号	浦河郡浦河町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から11月15日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	－	（1）敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 （2）8月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 （3）11月1日から11月15日までの間は、漁獲してはなりません。 （4）さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

浦小さけ定第2号	浦河郡浦河町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から11月15日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	－	（1）敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 （2）8月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 （3）11月1日から11月15日までの間は、漁獲してはなりません。 （4）さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
三さけ定第1号	日高郡新ひだか町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月11日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	－	（1）敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 （2）敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 （3）9月1日から11月23日までの間において敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 （4）4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 （5）9月1日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 （6）8月1日から8月10日までの間及び11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 （7）さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確
三さけ定第2号	日高郡新ひだか町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から8月15日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	－	（1）敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 （2）4月5日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 （3）8月1日から8月15日までの間は、漁獲してはなりません。
三さけ定第3号	日高郡新ひだか町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月11日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	－	（1）敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 （2）敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 （3）敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 （4）6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 （5）9月1日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 （6）11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 （7）さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
三さけ定第4号	日高郡新ひだか町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月11日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	－	（1）敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 （2）敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 （3）9月1日から11月23日までの間において敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 （4）4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 （5）9月1日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 （6）8月1日から8月10日までの間及び11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 （7）さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確
三さけ定第5号	日高郡新ひだか町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から8月15日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	－	（1）敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 （2）4月5日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 （3）8月1日から8月15日までの間は、漁獲してはなりません。
静さけ定第1号	日高郡新ひだか町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月11日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	－	（1）敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 （2）敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 （3）9月1日から11月23日までの間において敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 （4）4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 （5）9月1日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 （6）8月1日から8月10日までの間及び11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 （7）さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確
静さけ定第2号	日高郡新ひだか町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から8月15日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	－	（1）敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 （2）4月5日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 （3）8月1日から8月15日までの間は、漁獲してはなりません。
静さけ定第3号	日高郡新ひだか町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月11日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	－	（1）敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 （2）敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 （3）敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 （4）6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 （5）9月1日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 （6）11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 （7）さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

静さけ定第4号	日高郡新ひだか町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月11日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	－	（1）敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 （2）6月1日から9月8日までの間は、網を敷設してはなりません。 （3）11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 （4）さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
静さけ定第5号	日高郡新ひだか町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月11日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	－	（1）敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 （2）6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 （3）11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 （4）さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
静さけ定第6号	日高郡新ひだか町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月11日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	－	（1）敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 （2）敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 （3）敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 （4）6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 （5）9月1日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 （6）11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 （7）さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
静小さけ定第1号	日高郡新ひだか町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月1日から11月15日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	－	（1）敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 （2）11月1日から11月15日までの間は、漁獲してはなりません。 （3）さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
新さけ定第1号	新冠郡新冠町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月11日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	－	（1）敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 （2）敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 （3）敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 （4）6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 （5）9月1日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 （6）11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 （7）さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
新さけ定第2号	新冠郡新冠町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月11日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	－	（1）敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 （2）敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 （3）敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 （4）6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 （5）9月1日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 （6）11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 （7）さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
新さけ定第3号	新冠郡新冠町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月11日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	－	（1）敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 （2）敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 （3）敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 （4）6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 （5）9月1日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 （6）11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 （7）さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
門さけ定第1号	沙流郡日高町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月11日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	－	（1）敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 （2）敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 （3）9月1日から11月23日までの間において敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 （4）4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 （5）9月1日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 （6）8月1日から8月10日までの間及び11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 （7）さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確
門さけ定第2号	沙流郡日高町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から8月15日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	－	（1）敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 （2）4月5日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 （3）8月1日から8月15日までの間は、漁獲してはなりません。

門さけ定第3号	沙流郡日高町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月11日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	ー	（1）敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 （2）敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 （3）敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 （4）6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 （5）9月1日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 （6）11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 （7）さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
門さけ定第4号	沙流郡日高町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月11日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	ー	（1）敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 （2）敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 （3）9月1日から11月23日までの間において敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 （4）4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 （5）9月1日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 （6）8月1日から8月10日までの間及び11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 （7）さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確
門さけ定第5号	沙流郡日高町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から8月15日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	ー	（1）敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 （2）4月5日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 （3）8月1日から8月15日までの間は、漁獲してはなりません。
門さけ定第6号	沙流郡日高町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月11日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	ー	（1）敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 （2）敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 （3）9月1日から11月23日までの間において敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 （4）4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 （5）9月1日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 （6）8月1日から8月10日までの間及び11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 （7）さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確
門さけ定第7号	沙流郡日高町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から8月15日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	ー	（1）敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 （2）4月5日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 （3）8月1日から8月15日までの間は、漁獲してはなりません。